

大阪市水道局告示第58号

次の金融機関の店舗について、所在地変更の届出があったので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第22条の2第3項の規定に基づき告示する。

令和6年9月10日

大阪市水道局長 谷 川 友 彦

金融機関名	店 舗 名	所 在 地		変更年月日
近畿産業 信用組合	梅田支店	変 更 前	大阪府大阪市北区曽根崎2丁目 11番16号 梅田セントラルビル1・2F	令和6年 9月17日
		変 更 後	大阪府大阪市北区西天満1丁目 7番20号 JIN・ORIXビルディング1・2・6 F	

（水道局総務部経理課）